

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																																					
計画調査編		赤書き箇所：訂正																																																					
P328（参1-2-4）																																																							
1－3 旅費交通費	（５） 調査・計画業務の履行期間 調査・計画業務においては、業務の規模に応じて原則として下表に示す履行期間を最低限確保するものとする。（ただし、上記（４）に該当するものは除く） <table><tr><th>業務価格</th><th>履行期間</th></tr><tr><td>1,000万円未満</td><td>3ヶ月程度</td></tr><tr><td>1,000万円以上2,000万円未満</td><td>4ヶ月程度</td></tr><tr><td>2,000万円以上3,000万円未満</td><td>5ヶ月程度</td></tr><tr><td>3,000万円以上</td><td>6ヶ月程度</td></tr></table> 1－3 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1－3－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1－3－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1－3－1、1－3－2によりがたい場合は、1－3－3を適用する。 1－3－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区 分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限(千円)</th></tr><tr><td>測 量 業 務</td><td>直接人件費の 0.56%</td><td>230</td></tr><tr><td>地 質 調 査 業 務</td><td>直接調査費の 2.14%</td><td>1,026</td></tr><tr><td>土 木 設 計 業 務</td><td>直接人件費の 0.63%</td><td>244</td></tr><tr><td>調 査、 計 画 業 務</td><td>直接人件費の 1.49%</td><td>597</td></tr></table> （注）１．測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 ２．地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 ３．土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。 1－3－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） （１）旅費交通費の率を用いた積算 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。	業務価格	履行期間	1,000万円未満	3ヶ月程度	1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度	2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度	3,000万円以上	6ヶ月程度	区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直接人件費の 0.56%	230	地 質 調 査 業 務	直接調査費の 2.14%	1,026	土 木 設 計 業 務	直接人件費の 0.63%	244	調 査、 計 画 業 務	直接人件費の 1.49%	597	（５） 調査・計画業務の履行期間 調査・計画業務においては、業務の規模に応じて原則として下表に示す履行期間を最低限確保するものとする。（ただし、上記（４）に該当するものは除く） <table><tr><th>業務価格</th><th>履行期間</th></tr><tr><td>1,000万円未満</td><td>3ヶ月程度</td></tr><tr><td>1,000万円以上2,000万円未満</td><td>4ヶ月程度</td></tr><tr><td>2,000万円以上3,000万円未満</td><td>5ヶ月程度</td></tr><tr><td>3,000万円以上</td><td>6ヶ月程度</td></tr></table> 1－3 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1－3－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1－3－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1－3－1、1－3－2によりがたい場合は、1－3－3を適用する。 1－3－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><td>施工単価コード</td><td>SD00293</td><td>旅費交通費（率）</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限(千円)</th></tr><tr><td>測 量 業 務</td><td>直接人件費の 0.56%</td><td>230</td></tr><tr><td>地 質 調 査 業 務</td><td>直接調査費の 2.14%</td><td>1,026</td></tr><tr><td>土 木 設 計 業 務</td><td>直接人件費の 0.63%</td><td>244</td></tr><tr><td>調 査、 計 画 業 務</td><td>直接人件費の 1.49%</td><td>597</td></tr></table> （注）１．測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 ２．地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 ３．土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。 1－3－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） （１）旅費交通費の率を用いた積算 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。	業務価格	履行期間	1,000万円未満	3ヶ月程度	1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度	2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度	3,000万円以上	6ヶ月程度	施工単価コード	SD00293	旅費交通費（率）	区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直接人件費の 0.56%	230	地 質 調 査 業 務	直接調査費の 2.14%	1,026	土 木 設 計 業 務	直接人件費の 0.63%	244	調 査、 計 画 業 務	直接人件費の 1.49%	597
業務価格	履行期間																																																						
1,000万円未満	3ヶ月程度																																																						
1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度																																																						
2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度																																																						
3,000万円以上	6ヶ月程度																																																						
区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																																																					
測 量 業 務	直接人件費の 0.56%	230																																																					
地 質 調 査 業 務	直接調査費の 2.14%	1,026																																																					
土 木 設 計 業 務	直接人件費の 0.63%	244																																																					
調 査、 計 画 業 務	直接人件費の 1.49%	597																																																					
業務価格	履行期間																																																						
1,000万円未満	3ヶ月程度																																																						
1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度																																																						
2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度																																																						
3,000万円以上	6ヶ月程度																																																						
施工単価コード	SD00293	旅費交通費（率）																																																					
区 分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																																																					
測 量 業 務	直接人件費の 0.56%	230																																																					
地 質 調 査 業 務	直接調査費の 2.14%	1,026																																																					
土 木 設 計 業 務	直接人件費の 0.63%	244																																																					
調 査、 計 画 業 務	直接人件費の 1.49%	597																																																					

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																	
計画調査編																																			
P329（参1-2-5）																																			
1－3 旅費交通費	<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費交通費の上限(千円)</th></tr><tr><td>測量業務</td><td>直接人件費の0.83%</td><td>313</td></tr><tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費の1.60%</td><td>765</td></tr><tr><td>土木設計業務</td><td>直接人件費の1.33%</td><td>307</td></tr><tr><td>調査、計画業務</td><td>直接人件費の2.59%</td><td>904</td></tr></table> (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。 (2) 率を用いた場合の宿泊料・日当の積算 1) 宿泊料 宿泊料は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員の旅費支給規則（昭和二十七年十月一日規則第三十六号）（以下、旅費支給規則とする。）別表第十一及び別表第十三で定める宿泊料基準額と現に支払った額を比較し、いずれかの少ない額とする。 2) 日当 日当は旅行中の昼食代を含む諸雑費、用務地内の交通費に要する費用とし、その額は旅費支給規則第十條又は第十二条により算出した額とする。 なお、日当は旅行中に午後十二時に至る日に限り、支給するものとする。 (3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記（1）、（2）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－3－3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 1－3－3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加申請書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。 地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測量業務	直接人件費の0.83%	313	地質調査業務	直接調査費の1.60%	765	土木設計業務	直接人件費の1.33%	307	調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904	赤書き箇所：訂正 <table><tr><th>施工単価コード</th><th>SD00293</th><th>旅費交通費（率）</th></tr></table> <table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th><th>旅費の上限(千円)</th></tr><tr><td>測量業務</td><td>直接人件費の0.83%</td><td>313</td></tr><tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費の1.60%</td><td>765</td></tr><tr><td>土木設計業務</td><td>直接人件費の1.33%</td><td>307</td></tr><tr><td>調査、計画業務</td><td>直接人件費の2.59%</td><td>904</td></tr></table> (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。 (2) 率を用いた場合の宿泊料・日当の積算 1) 宿泊料 宿泊料は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員の旅費支給規則（昭和二十七年十月一日規則第三十六号）（以下、旅費支給規則とする。）別表第十一及び別表第十三で定める宿泊料基準額と現に支払った額を比較し、いずれかの少ない額とする。 2) 日当 日当は旅行中の昼食代を含む諸雑費、用務地内の交通費に要する費用とし、その額は旅費支給規則第十條又は第十二条により算出した額とする。 なお、日当は旅行中に午後十二時に至る日に限り、支給するものとする。 (3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記（1）、（2）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－3－3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 1－3－3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加申請書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。 地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。	施工単価コード	SD00293	旅費交通費（率）	区分	旅費交通費	旅費の上限(千円)	測量業務	直接人件費の0.83%	313	地質調査業務	直接調査費の1.60%	765	土木設計業務	直接人件費の1.33%	307	調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																																	
測量業務	直接人件費の0.83%	313																																	
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765																																	
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307																																	
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904																																	
施工単価コード	SD00293	旅費交通費（率）																																	
区分	旅費交通費	旅費の上限(千円)																																	
測量業務	直接人件費の0.83%	313																																	
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765																																	
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307																																	
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904																																	